

国保にご加入のみなさまへ

平成30年4月から

国保制度のしくみが 変わります

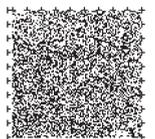


平成30年4月からは 県と市町村で協力して国保を運営します

現在の国保制度は、市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、県も市町村とともに国保運営を担うこととなります。

これからもみなさまが安心できる国保を、県と市町村で支えていきますので、制度改正へのご理解、ご協力をお願いいたします。

福岡県・福岡県市町村国民健康保険・
福岡県国民健康保険団体連合会



私たちの毎日の健康を支える 現在の国保制度のしくみ

国保(国民健康保険)制度とは

日本では、誰もが安心して医療を受けられるように、原則として全ての人が何らかの公的医療保険に入ることとされています(国民皆保険制度)。

医療保険への加入により、病気やケガなどで医療機関を受診したときには医療費の3割などの一部負担で済みます。

国保の加入者は、勤務先の医療保険の加入者、75歳以上等で後期高齢者医療制度の加入者および生活保護を受けている人以外の人となります。

主な国保の加入者(被保険者)

自営業者



農業・漁業
従事者



退職等で
職場の健康保険を
脱退した人



パート・アルバイト
などで
職場の健康保険に
加入していない人

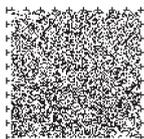
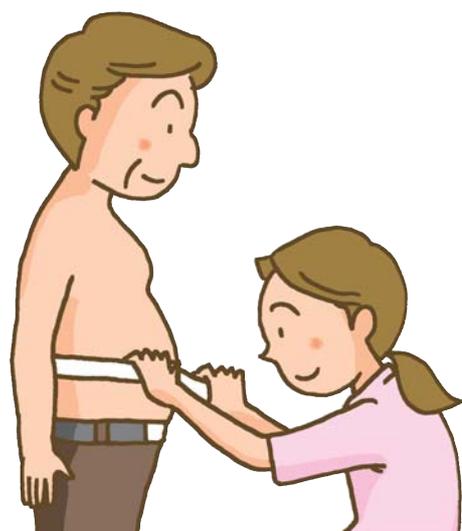


住民票をお持ちの
外国人、3か月を
超える在留資格が
決定された人



国保の役割

- 病気やケガの際の保険給付
- 国保加入者の健康づくり
- 国保直営診療施設の運営
- 後期高齢者医療制度への支援
- 介護保険への費用の納付



国保の用語説明

保険者…国保を運営する市町村や、国保組合をいいます。

被保険者…国保に加入している人をいいます。

加入者一人ひとりが被保険者になりますが、加入は世帯ごとに行います。

国保制度の現状と課題

市町村国保は勤務先の医療保険などと比べると高齢者の割合が高く、加入者の所得水準が低いといった年齢構成上、財政基盤上の様々な課題を抱えています。

また、市町村ごとの運営であるため、大小様々な規模の保険者が存在しており、なかでも小規模保険者では、財政が不安定となりやすいなどといった課題も抱えています。

市町村国保が抱える主な課題

1. 年齢構成

①年齢構成が高く、医療費水準が高い

2. 財政基盤

- ②所得水準が低い
- ③保険料負担が重い
- ④財政収支の不均衡

3. 財政の安定性・市町村格差

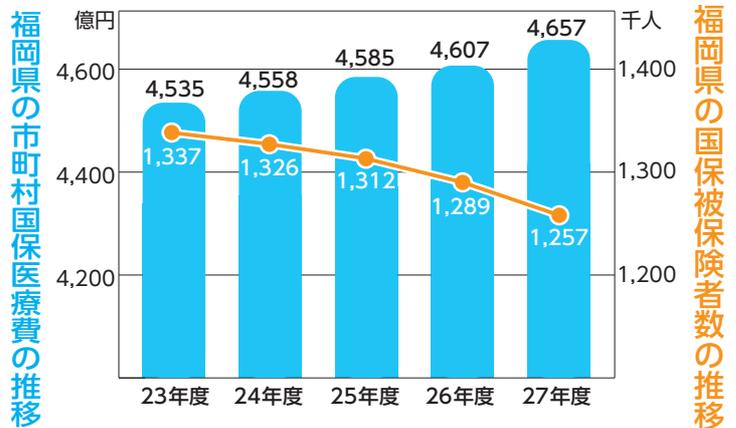
- ⑤財政が不安定になるリスクの高い小規模保険者の存在
- ⑥市町村間の格差



福岡県の市町村国保医療費の現状

福岡県の国保被保険者数は年々減少傾向にある一方、国保医療費は上昇傾向にあり、平成27年度では約4,657億円となっています。

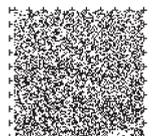
資料：国民健康保険事業年報（厚生労働省）
 ※国保組合を除く市町村分
 ※被保険者数は年度平均



福岡県の市町村国保の財政状況(平成27年度)

国保医療費の増高等を受け、県内市町村の国保財政(全体)は、その年度の収入のみでは、支出を賅えない厳しい状況が続いています。

平成27年度では、69億円の収支不足が生じており、平成28年度の収入で補填しています。



平成30年
4月からは

県と市町村で 協力して国保を運営します

国保制度を将来にわたって守り続けるために、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が平成27年5月に成立しました。

現在の国保制度は、市町村ごとに運営されていますが、平成30年4月からは、県も市町村とともに国保運営を担うこととなります。

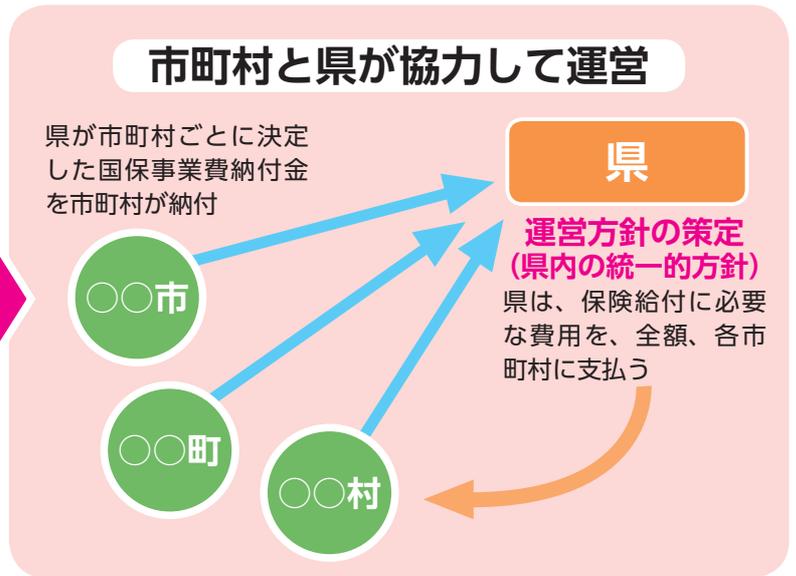
平成30年3月まで

市町村が個別に運営



平成30年4月から

市町村と県が協力して運営

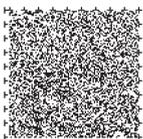


県と市町村のそれぞれの役割

県は、各市町村が保険料(税)を決めるために参考とする標準保険料率の提示や、県内国保の運営方針を策定するなど、市町村と協力して国保の運営を行います。

平成30年4月からの県と市町村の主な役割

県の主な役割	市町村の主な役割
国保運営の中心的な役割(財政運営の責任主体)	加入者に身近なきめ細かい事業を引き続き実施
<ul style="list-style-type: none">市町村ごとの国保事業費納付金を決定各市町村の標準保険料率を提示給付に必要な費用を、全額、市町村へ支払い国保の統一的な運営方針を決定	<ul style="list-style-type: none">加入者の資格管理(各種届出の受付・保険証の発行等)保険料(税)の賦課・徴収給付の決定、支払い左記の国保事業費納付金を県に納付保健事業など、加入者の健康づくりのための事業を実施



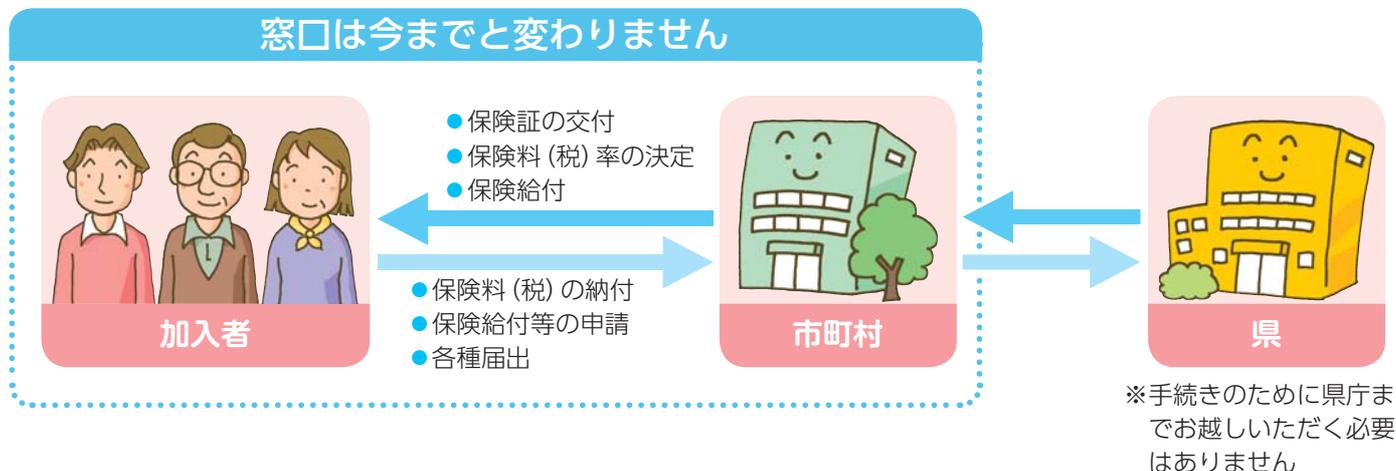
国保の用語説明

保険給付

被保険者が保険医療機関を受診したときにかかる費用の保険者負担分(7(8)割分)や、高額療養費、出産をした場合および死亡した場合などに支給される給付金(出産育児一時金や葬祭費)などをいいます。

被保険者の届出等の窓口は変わりません

市町村国保の財政運営のしくみは変わりますが、保険料(税)率は引続き市町村が決定します。また、医療の受け方は変わりません。保険料(税)の納付や保険給付の申請、各種届出の窓口は、これまでどおりお住まいの市町村で変わりません。



平成30年4月からの国保で変わることに

被保険者証等のスタイルが変わります

県も国保の保険者となることにともない、被保険者証(保険証)や限度額適用認定証等のスタイル(様式)が変更になる予定です。

交付済みの被保険者証(保険証)は、平成30年4月以降、新様式に順次切り替わります。

それまでは現在お使いの被保険者証(保険証)をお使いいただけます。医療機関等にかかるときに必要ですので、被保険者証(保険証)は大切に取扱いましょう。

変更になる様式一覧(主なもの)

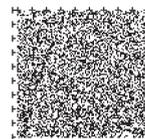
- 被保険者証(保険証)
- 被保険者資格証明書
- 高齡受給者証
- 限度額適用認定証
- 限度額適用・標準負担額減額認定証

福岡県では被保険者証(保険証)について、高齡受給者証と一体化し、各市町村の更新時期を8月に統一する方向で、準備を進めています。

(平成31年8月を目途)

被保険者証(保険証)

国保の被保険者である証明書であると同時に、医療機関や薬局にかかるときに必要になります。70歳から74歳の方には、被保険者証(保険証)とは別に高齡受給者証が交付されます(一体化している市町村もあります)。なお、勤務先の医療保険に加入する場合は、国保の被保険者証(保険証)を保険者へ返納する必要があります。



高額療養費の多数回該当が県単位で通算され、加入者の負担が軽減されます

国保の加入資格の取得・喪失は都道府県単位になります。

同一県内の他市町村への転出等であれば、世帯の継続性が保たれている場合には、平成30年4月以降の療養において発生した高額療養費の多数回該当の該当回数は引き継ぎ、通算されるようになります。

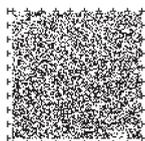
同一県内市町村間での住所異動にともなう高額療養費の多数回該当の判定



国保の用語説明

高額療養費

高額療養費とは、1か月の医療費の自己負担額が一定の額（自己負担限度額）を超えて高額になったときに、その超えた分が給付される制度です。自己負担限度額は、年齢と所得により異なります。また、過去12か月で高額療養費の対象になった月数が4月以上となった場合、4月目から自己負担限度額が引き下げられます（多数回該当）。



県と市町村で運営することによる効果……………

効果① 保険給付費の公平な支え合い



医療費等、保険給付に必要な費用を各市町村で公平に支え合えるように、県が市町村ごとに医療費水準や所得水準に応じた国保事業費納付金(次ページ参照)の額を決定します。

県は、保険給付に必要な費用を全額各市町村へ支払います。

→市町村財政の安定化

県は市町村ごとに標準的な保険料率を提示し、各市町村の保険料(税)を市町村間で比較できるようになります。

→標準的な住民負担の見える化

効果② サービスの拡充と保険者機能の強化

安定的な財政運営や効率的な事業運営の確保のため、県と市町村で協議して県内の統一的な運営方針「国民健康保険運営方針」を定めます。

→市町村事務の効率化・標準化・広域化を推進

同一県内で他の市町村に引っ越した場合でも、引っ越し前と同じ世帯であることが認められれば、高額療養費の多数回該当が通算されます。

→被保険者の経済的負担の軽減

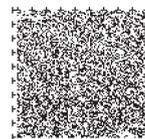
市町村は、より積極的に被保険者の予防・健康づくりを進めるために、様々な働きかけを行います。

→地域づくり・まちづくりの担い手として、関係者と連携・協力した取り組みを推進



国保保険料(税)

保険者は、国保事業に要する費用(前期高齢者納付金及び後期高齢者支援金、介護納付金の納付に要する費用も含む)に充てるため、世帯主から保険料または保険税を徴収します。





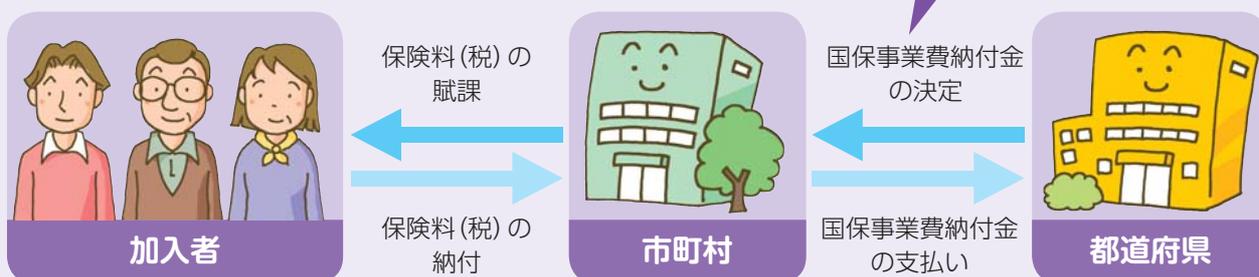
ワンポイントアドバイス

国保事業費納付金ってなに？

平成30年4月から、県は国民健康保険事業に要する費用に充てるため、条例で年度ごとに市町村から『国保事業費納付金』を徴収することになりました。

国保事業費納付金の額の決め方

都道府県が医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの年齢構成の差異を調整した後の医療費水準と所得水準を考慮して、市町村ごとに国保事業費納付金の額を決定します。



これからもみなさまが安心できる国保を、
県と市町村で支えていきます。

お問い合わせは、お住まいの市町村の国保担当窓口へ

久留米市 健康保険課

TEL：0942-30-9330 / FAX：0942-30-9751

